

空き家等の適正管理に関する協定書

宮代町（以下「甲」という。）と、公益社団法人宮代町シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、宮代町内において空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、宮代町内の空き家等の適正管理を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心な町づくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）空き家等

町内に所在する建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの又はその敷地をいう。

（2）管理不全な状態

空き家等が次のいずれかの状態にあるものをいう。

ア 老朽化又は台風、地震等の自然災害によって、建物その他の工作物が倒壊し、又は建物その他の工作物に用いられた建築材等が飛散し、人の生命若しくは身体または財産に被害を及ぼす恐れがある状態

イ 不特定者の侵入による火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

ウ 樹木若しくは雑草の繁茂又は衛生害虫の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態

（3）所有者等

所有者、占有者、相続人、管財人その他の空き家等の管理について権原を有する者

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

（1）町内にある空き家等の所有者等から管理業務の相談を受けた場合は、乙との契約が円滑に締結できるよう協力を行う。

（2）町広報、ホームページその他の広告媒体により、乙が行う空き家管理業務のPRに努める。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、次の業務を行う。

（1）見回り

（2）空き家等の除草等

（3）樹木の伐採、枝下ろし

（4）植木の剪定

（5）小修繕

（6）その他、所有者等の要望があれば空き家等の管理全般を実施する。

(期間)

第5条 本協定書の有効期間は平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときは、本協定書と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

(秘密保持)

第6条 乙は、この業務を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(料金)

第7条 乙が見積りを行い、所有者等と協議し決定する。

(契約)

第8条 乙と所有者等が協議し、契約を締結する。

(定めのない事項)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し生じた疑義については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成26年11月18日

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番地1号

甲

宮代町長 榎本 和男

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎3番

乙

公益社団法人宮代町シルバー人材センター
理事長 山下 明二郎